

## 第1号様式（第7条関係）

## 環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市长	平成26年7月17日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区上鳥羽成光39番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 丸工自動車運送株式会社 代表取締役 木原 泰博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード
適用範囲	丸工自動車運送株式会社
導入年月日	平成18年9月1日
認証番号	KES1-0459
基本方針	当社は、活動、製品及びサービスが環境に及ぼす影響に関し、継続的な環境マネジメント活動を行う。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	<p>環境改善目標</p> <p>①省エネルギー化（車両事故の低減）昨年対比3%ダウン      ②省エネルギー化（貨物事故の低減）昨年対比3%ダウン      ③啓発活動（会社周辺の清掃）毎月1回</p>
目標を達成するための取組の内容	<p>具体的な施策</p> <p>①法令を遵守する、危険予知運動を行う、日常点検の励行、交差点内走行注意、後退時の後方確認、漫然運転をしない。      ②貨物の内容を考慮した荷扱いをする、リフト作業は慎重に行う、走行中の荷崩れ注意、シートかけロープの荷締め等を確實に行う、荷物と伝票の確認を行う、雨天時の雨濡れに注意する。      ③構内及び周辺の歩道清掃、各駐車場及び周辺の歩道清掃、倉庫及び倉庫周辺の清掃</p>
目標を達成するための取組の進捗状況	H25年度進捗管理実績 <p>①累積達成度 75.5%      ②累積達成度 100.4%      ③達成度 100%</p>
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	総合適合性評価は、②と③はA評価で目標達成であったが、①はC評価で目標未達成であった、目指すところは事故撲滅である為、再度同じ目標を設定し、事故防止に努める。
事業活動に係る法令の遵守の状況	遵守状況に問題なし
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	「貨物事故」「啓発活動」については目標達成するも「車両事故」については目標未達成。事故撲滅が最終目標である為、引き続き同目標を継続する。一事故当たりの負荷についても調査する。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。